

定 款

株式会社 NTT データ グループ

定 款

昭和63年4月18日作成
平成3年9月27日改正
平成4年6月24日改正
平成4年11月24日改正
平成6年6月24日改正
平成6年7月22日改正
平成7年6月27日改正
平成8年6月27日改正
平成10年6月26日改正
平成10年8月1日改正
平成13年6月26日改正
平成14年6月25日改正
平成15年6月24日改正
平成16年6月24日改正
平成17年6月23日改正
平成18年6月22日改正
平成19年6月22日改正
平成21年6月23日改正
平成25年5月8日改正
平成25年6月19日改正
平成25年10月1日改正
平成27年6月17日改正
平成28年6月22日改正
平成29年5月10日改正
平成29年7月1日改正
令和元年6月20日改正
令和2年6月17日改正
令和4年6月16日改正
令和5年7月1日改正

第1章 総 則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社NTTデータグループと称する。

2 前項の商号は、英文では NTT DATA GROUP CORPORATION と表示する。

(目的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 傘下の会社（外国会社を含む。）、組合（外国における組合に相当するものを含む。）、その他これらに準ずる事業体の株式又は持分を取得・所有することにより、当該会社等の事業活動を支配し、管理すること
- 2 前号の会社等に対する経営指導及び支援に関する業務
- 3 経営、事業、情報処理、情報通信に関するシステム等に係る企画、調査、研究、開発、技術支援、研修及びコンサルティング等の業務
- 4 著作権、著作隣接権、工業所有権、ノウハウその他の知的財産権の取得、利用方法の開発、使用許諾、管理及び譲渡並びにこれらの仲介
- 5 不動産の賃貸、仲介、保有及び管理
- 6 その他前各号に関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都江東区に置く。

(公告方法)

第4条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

(機関)

第5条 当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、56億1,000万株とする。

(自己株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株式取扱規則)

第10条 当会社の株主名簿への記載又は記録、住所等の届出その他株式及び新株予約権に関する手続並びに株主権の行使に関しては、法令又はこの定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、公告する。
- 3 当会社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びに備え置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第3章 株 主 総 会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に、臨時株主総会は、必要がある場合に随時、取締役会の決議に基づいて、社長が招集する。

- 2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
- 3 株主総会は、東京都各区内のいずれかにおいて開催する。
- 4 当会社は、感染症拡大又は天災地変の発生等により、場所の定めのある株主総会を開催することが適切でないと取締役会が決定したときには、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができます。

(定時株主総会の基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日における株主名簿に記載又は記録された株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使すべき株主とみなす。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議長)

第15条 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。

2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。

(決議の方法)

第16条 株主総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2 会社法第309条第2項に定める決議の方法は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第17条 株主又はその法定代理人は、当会社の議決権を有する株主1名を代理人として、その議決権の行使を委任することができる。また、政府、地方公共団体又は法人が株主である場合には、政府職員、地方公共団体職員又は使用人に議決権の行使を委任することができる。

2 株主又はその法定代理人が議決権の行使を委任するには、株主総会毎にあらかじめ当会社に委任状を提出しなければならない。

第4章 取締役及び取締役会等

(取締役の員数)

第18条 当会社の監査等委員でない取締役は11名以内とし、監査等委員である取締役は、4名以内とする。

(取締役の選任決議)

第19条 取締役の選任の決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

2 前項の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

第20条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役等)

第21条 当会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって監査等委員でない取締役の中から選定する。

- 2 当会社には、取締役会の決議により、会長1名及び副社長執行役員若干名並びに常務執行役員及び執行役員を置くことができる。
- 3 社長は、会社を代表する。
- 4 社長のほか、取締役会の決議をもって、監査等委員でない取締役の中から、会社を代表する取締役若干名を選定することができる。
- 5 社長は、取締役会の決議に基づき、会社の業務を総理する。
- 6 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の監査等委員でない取締役がその職務を行う。

(取締役会)

第22条 取締役会は、社長が招集し、その議長となる。

- 2 会長を取締役の中から選定した場合には、前項の規定にかかわらず、取締役会は、会長が招集し、その議長となる。ただし、会長に事故があるときは、この限りではない。
- 3 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。
- 4 取締役会を招集するには、会日より3日前に、各取締役にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。
- 5 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 6 前項の規定にかかわらず、当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。
- 7 取締役会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会において定める取締役会規則による。

(業務執行の決定の委任)

第23条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

(取締役の責任免除)

第24条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、会社法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

(相談役及び顧問)

第25条 当会社に、取締役会の決議により、相談役及び顧問各若干名を置くことができる。

2 相談役は当会社の業務一般について、顧問は特定の業務について、社長の諮問に応ずるものとする。

第5章 監査等委員会

(常勤の監査等委員)

第26条 監査等委員会は、その決議により常勤の監査等委員若干名を定める。

(監査等委員会)

第27条 監査等委員会を招集するには、会日より3日前に、各監査等委員にその通知を発するものとする。ただし、緊急やむを得ないときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

3 監査等委員会に関するその他の事項は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。

第6章 計 算

(事業年度)

第28条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剩余金の配当等)

第29条 当会社は、毎事業年度末日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して、剩余金の配当をすることができる。

2 前項の剩余金の配当については、株主が受領遅滞の日から起算して3年以内に受領しないときは、当会社は、支払の義務を免れる。

3 剩余金の配当には、前項の期間であっても、利息を付さない。

(中間配当)

第30条 当会社は、取締役会の決議により、毎年9月30日における株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して会社法第454条第5項の規定による剩余金の配当（以下「中間配当」という。）をすることができる。

2 前条第2項及び第3項の規定は、中間配当に準用する。

附 則

(監査等委員会設置会社移行前の監査役の責任免除等の経過措置)

第1条 令和2年6月開催の第32回定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第30条の定めるところによる。